

東海第二発電所の特重施設の設置等に関する 審査概要

令和3年12月
原子力規制庁

目次

- | | |
|------------------------|-----|
| 1. 審査の経緯 | p.2 |
| 2. 特重施設を構成する設備 | p.3 |
| 3. 所内常設直流電源設備（3系統目）の設置 | p.4 |

1. 審査の経緯

<新規制基準施行（H25.7.8）>

- 新規制基準において、信頼性向上のためのバックアップ対策として、特定重大事故等対処施設（以下「特重施設」という）等を設けることを要求
- 特重施設等については新規制基準の施行日から5年間の経過措置を規定

<設置許可基準規則※¹の一部改正（H31.1.12）>

- 経過措置規定の起算点を、新規制基準の施行日から、新規制基準に適合するための本体施設等※²に係る工事計画認可の日（東海第二発電所：H30.10.18）に変更

<設置変更許可申請書の受理（R1.9.24）>

- 日本原子力発電から、東二特重施設に関する設置変更補正を受理（R2.11.16 補正、R3.2.19 再補正、R3.10.15 再々補正、R3.11.19 最終補正）

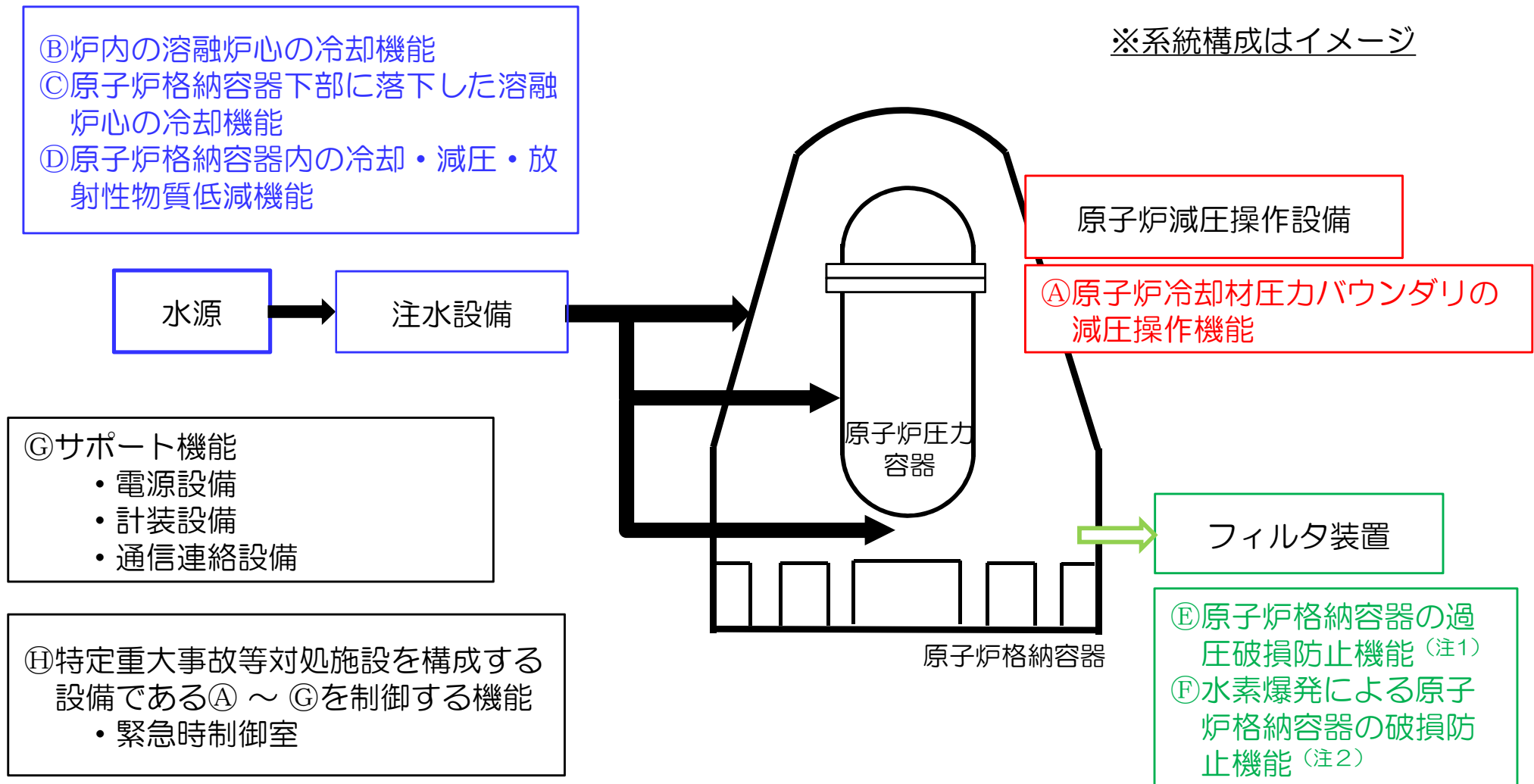
<審査会合等の実施>

- R1.10.29から審査会合を計33回開催（書面審査2回を含む）
- 原子力規制委員会 臨時会議を7回実施

※1 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則

※2 特重施設等以外の施設及び設備

2. 特重施設を構成する設備

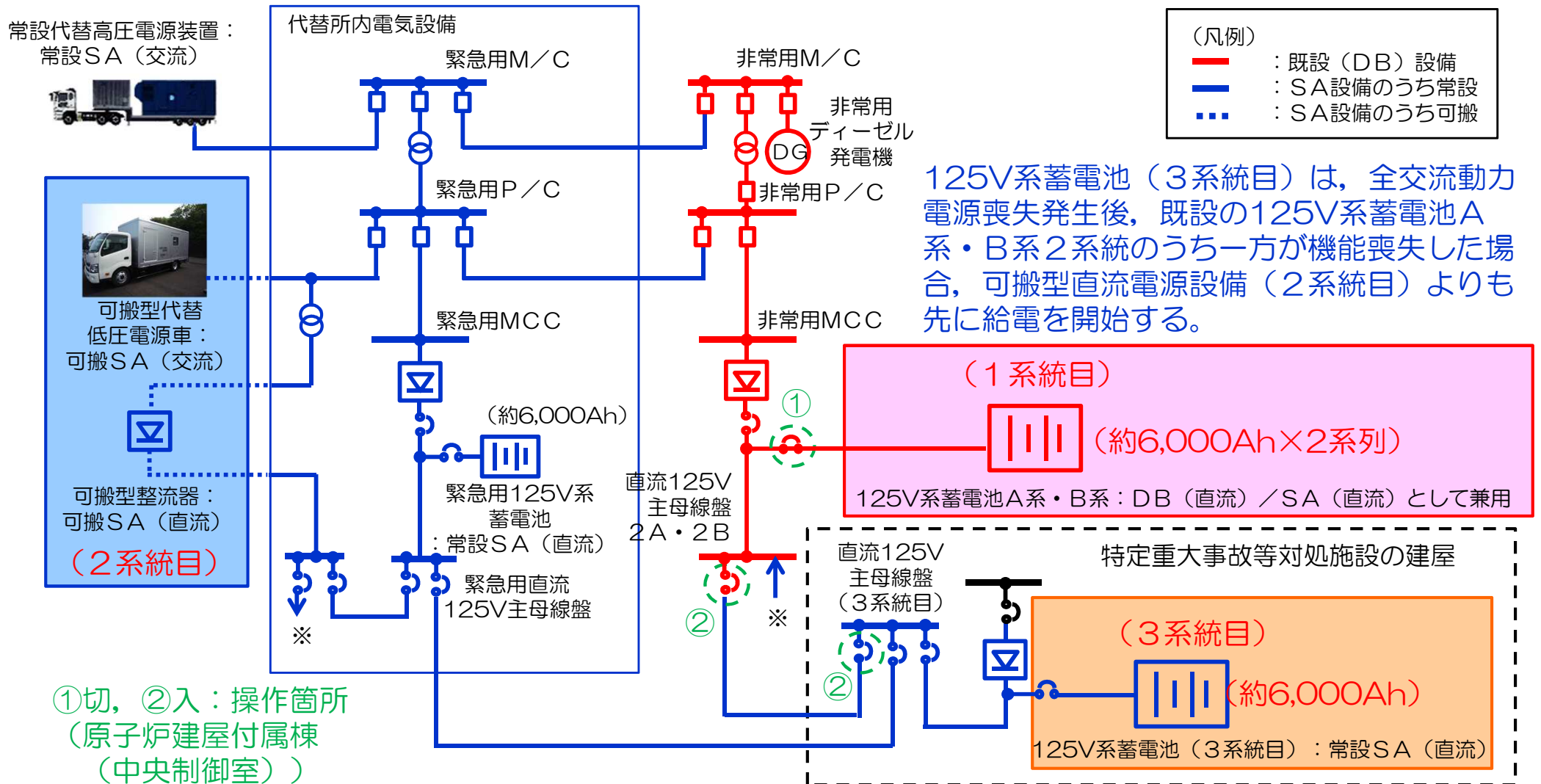


(注1) ⑦原子炉格納容器の過圧破損防止機能については、フィルタ装置に加えて、特重施設専用として、新たに「循環冷却設備（空気冷却）」を設置するとしている。

(注2) ⑧水素爆発による原子炉格納容器の破損防止機能については、フィルタ装置に加えて、特重施設専用として、新たに「新設ベント（フィルタなし）設備」を設置するとしている。

3. 所内常設直流電源設備（3系統目）の設置

➤ 設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、重大事故等の対応に必要な設備に直流電力を供給するため、3系統目の所内常設蓄電式直流電源設備として、特定重大事故等対処施設の建屋に、新たに蓄電池（3系統目）を設置する。



125V系蓄電池（3系統目）は、全交流動力電源喪失発生後、既設の125V系蓄電池A系・B系2系統のうち一方が機能喪失した場合、可搬型直流電源設備（2系統目）よりも先に給電を開始する。